

議案第 5 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 3 月 6 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、同法第 9 条第 2 項に基づく独自利用事務を追加するため、この条例案を提出するものです。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 3 条第 1 項の表に次のように加える。

4	教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5	教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

第 3 条第 2 項中「法別表第 1」を「法別表」に、「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第 4 条中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、「同表の第 3 欄に掲げる者として」を削り、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）附則第 1 条の政令で定める日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
 (平成27年条例第19号)の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u>をいう。</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(個人番号の利用範囲)

第3条 (略)

実施機関	利用事務
(略)	(略)
3 町長	(略)
4 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

2 法別表\_\_\_\_の下欄に掲げる事務を処理する（法令の規定により当該事務の全部又は一部を行うこととされている場合を含む。）  
実施機関は、自ら保有する特定個人情報ファイルにおいて、特定個人番号利用事務を処理するために必要な\_\_\_\_  
\_\_\_\_利用特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(個人番号の利用範囲)

第3条 (略)

実施機関	利用事務
(略)	(略)
3 町長	(略)

2 法別表第1の下欄に掲げる事務を処理する（法令の規定により当該事務の全部又は一部を行うこととされている場合を含む。）  
実施機関は、自ら保有する特定個人情報ファイルにおいて、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

3 (略)

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、実施機関が\_\_\_\_\_特定個人番号利用事務を処理する(法令の規定により当該実施機関が当該事務の全部又は一部を行うこととされている場合を含む。)ために必要な限度で、他の実施機関に対し、当該他の実施機関が保有する\_\_\_\_\_利用特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の実施機関が\_\_\_\_\_当該利用特定個人情報を提供するときとする。

第5条 (略)

3 (略)

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、実施機関が法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理する(法令の規定により当該実施機関が当該事務の全部又は一部を行うこととされている場合を含む。)ために必要な限度で、他の実施機関に対し、当該他の実施機関が保有する同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の実施機関が同表の第3欄に掲げる者として当該特定個人情報を提供するときとする。

第5条 (略)